

平成30年5月10日

特定非営利活動法人  
消費者機構日本  
代表理事 佐々木幸孝 様

大東建託株式会社  
専務取締役  
建築事業本部長 小林 亮

## ご 回 答

拝復 時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、弊社は、貴機構からの平成30年2月9日付け「申入・要請・問合せ」に対して、平成30年3月5日付けで「ご回答」を送付させていただいておりますが、そのご回答中、検討後に改めてご案内することとしていました「注文者の中止権・解除権について」の項目に関して、下記の通りご回答いたします。

敬具

### 記

#### 1. ご回答内容

貴機構からの申入れを受け、ご指摘の注文書の記載内容を以下のとおり変更いたします。

「貴社が新築工事請負契約の締結前に、費用の発生する地盤調査等を行うことを承諾します。本注文が新築工事請負契約に至らなかった場合、申込金は、地盤調査費用等に充当され、残額がある場合には、その残額が返還されることについて、貴社より説明を受けたことを確認します。また、その内容について承諾をします。」

なお、変更後の注文書につきましては、平成30年5月8日以降の新規の注文から使用を開始しています。

#### 2. 添付資料 注文書

以上